

## 平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF) 分担金	種別	分担金	30年度 予算額	8,361千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	経済協力開発機構金融活動作業部会 (FATF)						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受け、同年9月「銀行と金融機関が資金の洗浄（マネーロンダリング）のために利用されることを防止」するための検討を行う目的でFATF（金融活動作業部会）が発足。その後、役割が拡大され、現在では、マネーロンダリング対策、テロ資金供与対策、大量破壊兵器の拡散に対する金融対策等の国際的な取組の促進を担っているほか、G20の要請を受け、腐敗対策に資する活動にも取り組んでいる。現在のメンバーは、OECD加盟国を中心とした35か国・地域、2機関。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の事実上の国際基準となっているFATF勧告の履行促進のためのFATFの活動に充てられる予定。これにより、FATF基準に沿ったマネーロンダリング・テロ資金供与対策に係る国際協力を推進し、国際金融リスクの軽減を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FATFは、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策について、各国がとるべき措置（マネーロンダリング及びテロ資金供与行為の犯罪化、国連安全保障理事会決議に基づくテロリストや大量破壊兵器の拡散に関わる団体・個人等の資産凍結措置の履行等）を勧告（FATF勧告）し、その履行・普及を目標としている。FATF勧告は、マネーロンダリング・テロ資金対策の事実上の国際基準として、国際社会において広く定着している。</li> <li>・FATFは、勧告の履行状況について、加盟国間で相互審査を行い、その際に特定された不備事項の改善状況について、フォローアップを行っているほか、勧告の履行が著しく不十分な国に対しては、マネーロンダリング・テロ資金対策におけるハイリスク・非協力国として、国名公表を行う等の措置を講じている。</li> <li>・FATFは、上記のとおり、FATF加盟国の相互審査を行っているほか（第4次相互審査が始まった2014年10月から2018年2月までに計17か国審査、2017年7月以降では計3件）、新たなマネーロンダリング・テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金供与に関する手法・対策の研究等を実施（2018年1月には「テロ組織によるリクルート・広報活動を支援する資金供与」の研究結果を公表）し、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準であるFATF勧告の履行促進に貢献している。</li> <li>・大量破壊兵器の拡散に対する金融対策に関し、FATFは、政策策定作業部会（FATF勧告の適用や施策事項全般について検討する作業部会）において、勧告7（大量破壊兵器に関する拡散金融）のガイダンスノートの改訂作業（2018年2月採択）を行ったほか、2015年6月に仮想通貨に関するガイダンスを公表して以降、マネーロンダリング及びテロ資金供与に利用されるリスクが指摘されている仮想通貨の国際的な規制の在り方についての議論を主導している。</li> <li>・マネーロンダリング・テロ資金対策の技術支援の実施機関である国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国際通貨基金（IMF）及び世界銀行は、FATF勧告を念頭に各種プロジェクトを策定・実施。年3回開催されるFATF会合に出席し、技術支援の実施状況等について情報共有する等、FATFと緊密に連携している。</li> <li>・近年、FATFの認知度も向上し、様々な国際機関等からのマネーロンダリング・テロ資金対策のための要請も増加している。本年3月にブエノスアイレスで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議でも共同声明の中に大量破壊兵器の拡散資金供与に対抗する取組の強化をFATFに求める文言が組み込まれた。</li> </ul>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：Cour des comptes、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし。</li> <li>・財政状況の報告 報告・提出月：2018年3月（2017年度）</li> <li>・分担金以外の収入ベースとして、2014年6月にFATFに新規加盟する国に対する新規加盟費（Accession Fee）を導入した。</li> <li>・2018年2月には、FATF及びFATF型地域体（FATF勧告を促進するために地域ごとに設置されたグループ）における財政ガバナンスと透明性向上のための「原則」を策定し、人材管理についてもFATF型地域体に人材政策の調査を実施し、リソース不足に関する課題の改善点を議論しているところ。</li> <li>・FATF予算を決定する10月会合において、日本は、分担金増加に反対する立場をとっており、必要に応じて活動の優先順位付けや分担金以外の収入ベースの模索等の改善策を提言している。その結果、2018年の当初予算案では、各国分担金の5%増額が予想されていたが、事務局の経費節約努力や未使用等により生じた2017年の余剰金を2018年予算に繰り入れ、2018年の各国分担金の増額は回避することができた。</li> </ul>						

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性

- ・テロの脅威が世界的に拡大している今日、テロリストの活動を根源から封じるマネーロンダリング・テロ資金対策の重要性が増しており、FATFの更なる活動が期待されている。G7の一員としてFATF創設のメンバーたる日本は、FATFを通じた一層の国際貢献が求められている。また、FATFでは近年、国連安全保障理事会決議に基づく北朝鮮及びイランの大量破壊兵器の拡散に関与した者等に対する金融制裁についても、各国の履行を促進すべく議論を主導しており、日本にとっては特に北朝鮮制裁の履行確保の観点からFATFの取組を重視。
- ・FATFの取組に参画することは、近年拡大するテロや大量破壊兵器の拡散の脅威から国民生活の安全及びアジア太平洋地域の金融システムを守るという観点から、意義が大きい。
- ・分担金の成果は上記1のとおり。
- ・組織犯罪集団やテロリストは、常に資金流入の抜け道を探っており、マネーロンダリング・テロ資金対策が不十分な国を経由して犯罪収益やテロ資金を移転させることから、マネーロンダリング・テロ資金対策の実現には、厳密な国際基準のもと、世界各国が足並みを揃えて取り組み、また、取組が不十分な国を特定し、抜け穴となり得る国・地域をなくす必要がある。このような取組を日本の二国間支援又は日本だけで実施することは不可能であり、FATFはマネーロンダリング・テロ資金対策の遂行に不可欠な国際枠組みとなっている。
- ・効果的なマネーロンダリング・テロ資金対策のためには、当局の取組だけでは不十分であり、金融機関等を始めとする民間セクターとの連携が不可欠であることから、FATFでは金融・非金融機関等と連携しつつ、官民フォーラム等の関連会合を開催している。日本の金融機関もこうした関連会合に参加しており、マネーロンダリング・テロ資金供与の最新の手口やその対策等について情報共有の機会を得ている。
- ・FATF加盟国として、FATF勧告を遵守することは、日本のマネーロンダリング・テロ資金対策は国際基準を満たしており、各国の金融機関が日本の金融機関と安全に取引できる環境が整っていることを対外的に示すことになるため、日本の金融機関にとってもFATFへの加盟はメリットが大きい。
- ・日本は、年に3回（10月、2月、6月）に開催されるFATF会合において、警察庁、金融庁、法務省、外務省、財務省が出席し、それぞれが担当する作業部会の議論に積極的に参加し、日本としての意見を表明しており、それは適切に反映されている。

4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2018年6月時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2018年6月時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	37	31	2	0	6.45%	1	0

その他特記事項：

5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	FATF事務局から予算案が示され、FATF10月会合で審議・承認。
	DO	分担金の支払い。事業の実施。加盟国による事業の進捗等のモニタリング。
	CHECK	年3回のFATF会合の機会を通じた定期的なFATFの活動・予算執行状況等の確認、評価。
	ACT	評価結果を踏まえ、FATF予算を決定する毎年10月に行われる会合等において、必要に応じて予算執行等の改善策を提言（日本としては、分担金の増加に反対している。）。
・本件分担金は、コア予算に充当されているため、日本からの拠出分のみ用途を特定できない。		

担当課室名 国際安全・治安対策協力室